

地域環境審議会制度の概要等

1 地域環境審議会の目的、構成

(1) 目 的

地域環境審議会は、市民の意見を環境行政に反映させる目的で、名古屋市環境基本条例により区ごとに設けられた市長の附属機関です。審議会の主な任務は、区域に係る環境の保全に関する施策について、①市長の諮問に基づき調査審議し、その結果を市長に答申すること、②区民からの申立て又は審議会自らの判断に基づき調査審議し、必要があれば市長に意見を述べること、などと定めています。

(2) 構 成

地域環境審議会は、区民各層から選出された次の委員から構成されています。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 学識経験者・環境保全活動を行う者 | 9 人以内 |
| ② 保健環境委員 | 3 人以内 |
| ③ 区政協力委員 | 3 人以内 |
| ④ 市議会が推薦する者 | 区の議員定数に相当する数以内 |

2 地域環境審議会が調査審議する事項

審議会は、区域に係る環境の保全に関する施策について調査審議しますが、これは個々の苦情に対する処理の方法を審議するのではなく、区域の環境についての一般的な施策を検討するということです。

3 委員の任期等

(1) 役 割

地域の環境について注意を払っていただくとともに、審議会の場において、地域住民としての生活体験や知識、情報を生かした活発で充実した審議をしていただき、環境行政に住民の声が十分反映されるよう期待されています。

(2) 任 期

2 年（令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで）

4 審議会の開催状況等

審議会は、年 2 回程度、主に各区役所（保健センター）で開催します。

●名古屋市環境基本条例（抄）（平成8年3月22日条例第6号）

第4章 地域環境審議会

（設置）

第30条 市長の附属機関として、区域（区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例（昭和33年名古屋市条例第21号）第1条第1項に定める区の区域をいう。以下同じ。）ごとに地域環境審議会（以下「地域審議会」という。）を置く。

- 2 地域審議会の名称は、その置かれた区域に対応する区の名称を冠した地域環境審議会とする。

（所掌事務）

第31条 地域審議会は、市長の諮問に応じ、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- 2 地域審議会は、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、その区域内に住所を有する市民の申立てに基づき、又は自らの判断に基づき、調査審議し、その結果必要があると認めたときは、市長に意見を述べることができる。
- 3 地域審議会は、その区域に係る環境の保全に関する施策に関し、規則で定めるところにより、その区域内に住所を有する市民の意見を聴くことができる。
- 4 地域審議会は、その区域に係る環境の状況に関し、市長に必要な資料の提出を求めることができる。

（報告及び諮問）

第32条 市長は、前条第2項の規定による地域審議会の意見に基づいてとった措置について、その地域審議会に報告するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による答申又は同条第2項の規定による意見が環境の保全に関する施策の基本に係るものであるときは、市審議会に諮問するものとする。

（組織）

第33条 地域審議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、地域審議会の区域内に住所を有する者であつて、次に掲げるものについて市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者又は地域における環境の保全に関する活動を行っている者 9人以内
- (2) 保健環境委員（名古屋市保健環境委員規則（昭和32年名古屋市規則第5号）第1条第1項に規定する者をいう。） 3人以内
- (3) 区政協力委員（名古屋市区政協力委員規則（昭和43年名古屋市規則第20号）第1条第1項に規定する者をいう。） 3人以内
- (4) 選挙人名簿に登録されている者のうちから市議会が推薦する者 名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和42年名古屋市条例第4号）第2条に規定する議員の数に相当する数以内

（任期）

第34条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者で委員となったものが、当該各号に掲げる者でなくなったときは、委員の職を失う。委員が、当該地域審議会の区域内に住所を有しなくなったときもまた同様とする。

（委任）

第35条 第30条から前条までに定めるもののほか、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●地域環境審議会規則（平成8年10月31日規則第125号）

（目的）

第1条 この規則は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号。以下「条例」という。）第4章に規定する地域環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の次第、出席した委員の氏名及び議事の内容を記載した会議録を調製し、市民からの申出があった場合には、その閲覧に供しなければならない。

（関係者の出席）

第4条 審議会は、議事について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（幹事及び書記）

第5条 審議会に幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、区役所保健福祉センター（福祉部を除く。）の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事及び書記は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

（調査審議の申立て）

第6条 条例第31条第2項の規定による申立ては、申立てをしようとする者の氏名及び住所並びに調査審議を求める事項を記載した文書を審議会に提出することによって行わなければならない。

2 審議会は、前項の申立てに基づく調査審議の結果を、当該申立てをした者に対して、文書により通知しなければならない。

（意見の聴取）

第7条 審議会は、条例第31条第3項の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を定めて公表し、意見を陳述しようとする者の申込みを受けなければならない。

（1）意見の聴取を行う日時及び場所

（2）案件

（3）意見を陳述する者の人数及び1人当たりの陳述時間

（4）申込みの期限

（5）その他必要な事項

2 当該案件について利害関係を有する者については、審議会は、前項の規定にかかわらず、申込みによらないで、意見を陳述する者として選定することができる。この場合においては、その旨並びに選定する者の人数及び1人当たりの陳述時間を前項に規定する公表の際明

らかにしておかなければならない。

3 前2項の規定による公表は、区役所又は保健センターの掲示場への掲示その他の市民の見やすい方法によって行う。

4 審議会は、委員のうちから審議会が指定した者に意見の聴取を行わせることができる。

(意見を陳述する者の決定)

第8条 前条第1項の規定による申込みは、同項第4号の期限までに、意見を陳述しようとする者の氏名及び住所並びに意見の要旨を記載した意見陳述申込書を審議会に提出することによって行わなければならない。

2 審議会は、前項の規定により意見陳述申込書を提出した者（以下「申込者」という。）の人数が前条第1項第3号の人数以内であるときはその申込者を、同号の人数を超えるときはくじで選定する者を意見を陳述する者と決定する。

3 審議会は、前項の規定により意見を陳述する者を決定したときは、その旨をすべての申込者に通知しなければならない。

(秩序保持)

第9条 会長又は第7条第4項の規定により指定された委員は、意見の聴取を円滑に行うための秩序を乱す者があるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(記録)

第10条 意見の聴取を行った場合は、会長は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、市民からの申出があった場合には、その閲覧に供しなければならない。

- (1) 意見の聴取を行った日時及び場所
- (2) 案件
- (3) 意見を陳述した者の氏名及び住所並びに意見の概要
- (4) 意見の聴取を行った委員の氏名
- (5) その他必要な事項

(庶務)

第11条 東区、北区、西区、中村区及び中区の審議会の庶務は名古屋市西区役所保健福祉センターにおいて、熱田区、中川区及び港区の審議会の庶務は名古屋市港区役所保健福祉センターにおいて、瑞穂区、南区、緑区及び天白区の審議会の庶務は名古屋市南区役所保健福祉センターにおいて、千種区、昭和区、守山区及び名東区の審議会の庶務は名古屋市名東区役所保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

中区地域環境審議会運営要領

第1 趣旨

この要領は、名古屋市環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号。以下「条例」という。）第4章に規定する地域環境審議会の運営について、条例及び地域環境審議会規則（平成8年名古屋市規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、中区地域環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について定めるとともに、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成12年8月8日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第4条第1項の規定に基づき、審議会の会議の傍聴に係る手続、傍聴する者が遵守すべき事項その他の必要な事項について定めるものとする。

第2 会議の開催

- 1 審議会の会議は、年2回以内で定例的に開催するものとする。ただし、緊急に調査審議を行う必要があるときは、臨時に開催するものとする。
- 2 各委員への会議の開催通知は、開催日の14日前までに文書により行うものとする。

第3 会議の公開

審議会の会議の公開に関しては、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）、名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）及び事務取扱要綱に定める手続に基づいて行うものとする。

第4 傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法

傍聴者の定員は、10名までとし、傍聴者の決定方法は、抽選とする。

第5 傍聴の手続

審議会の会議の傍聴を希望する者は、事務取扱要綱第3条の規定に基づく「会議開催のお知らせ」に記載された方法により、傍聴の申出をしなければならない。

第6 会議資料の提供

審議会は、傍聴者に対し、会議資料（非公開情報に該当するものを除く。）を提供するものとする。ただし、会議資料のうち、提供することが適当でないと認められるものについては、会議場に備え置き、その閲覧に供するものとする。

第7 会議場に入ることができない者

ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

第8 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れることその他これに類する行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

第9 写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止

傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

第10 傍聴者の退場

傍聴者は、審議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

第11 傍聴者への指示

傍聴者は、会長及び職員の指示に従わなければならない。

第12 違反に対する措置

- 1 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。
- 2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

第13 周知

会長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、会議の傍聴に関し必要な事項の周知を図らなければならない。

第14 会議録

会議録の確認は、会長が指名する委員が行う。

第15 市民の申立てに基づく調査審議

1 調査審議の申立て

- (1) 規則第6条に規定する調査審議の申立ては、調査審議申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとするが、当該申立書によらない場合であっても、審議会は、必要な事項が記載されているときは受付するものとする。
- (2) 当該申立ての内容が、公害その他の環境の保全上の支障に関する苦情の申立てであるときは、審議会は、申立てをした者に対しその旨を通知するとともに、公害対策課において「公害苦情関係事務取扱要綱」の定めるところにより処理するものとする。

2 調査審議結果の通知

調査審議結果の通知は、調査審議結果通知書（第2号様式）により行うものとする。

第16 意見の聴取

1 公表の方法

規則第7条に規定する意見の聴取に係る公表は、掲示場への掲示、広報なごや中区版への掲載等によるものとし、その内容は別記のとおりとする。

2 意見陳述の申込み

意見陳述の申込みは、意見陳述申込書（第3号様式）を提出することにより行うものとするが、当該申込書によらない場合であっても、審議会は、必要な事項が記載されているときは受付するものとする。

3 意見陳述者への通知

意見を陳述する者の決定に関する通知には、意見陳述人名簿（第4号様式）を添付するものとする。

第17 会議の中止

審議会の会議開催当日、次のいずれかに該当した場合、会議は中止とする。

- (1) 市域に暴風警報が発表された場合。
- (2) 市域に震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (3) その他、審議会を開催することが困難な場合。

第18 その他

この運営要領に定めるもののほか、審議会の運営及び会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り、又は中区保健福祉センターの長と協議の上決定するものとする。

附 則

この要領は、平成12年11月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式

調 査 審 議 申 立 書

※整 理 番 号 号

※受付年月日 年 月 日

※回答年月日 年 月 日

年 月 日

中区地域環境審議会

会長

様

住 所

申立者 氏 名

電 話

名古屋市環境基本条例第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、環境の保全に関する施策に関し、調査審議を申し立てます。

記

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

調 査 審 議 結 果 通 知 書

年 月 日

様

中区地域環境審議会
会長

地域環境審議会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、調査審議の結果を通知
します。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

意 見 陳 述 申 込 書

年 月 日

中区地域環境審議会

会長

様

住 所

申立者 氏 名

電 話

地域環境審議会規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、意見の要旨を記載して
申し込みます。

記

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

意 見 陳 述 人 名 簿

番 号	氏 名	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記

地域環境審議会規則(平成 8 年名古屋市規則第 125 号)第 7 条第 1 項(及び第 2 項)の規定に基づき、下記の要領で市民の意見を聴取することとしましたので公表します。

年 月 日

中区地域環境審議会
会長

記

- 1 開催日時
年 月 日 ○時から○時まで
- 2 開催場所
名古屋市○○区○○町○丁目 ○○保健センター第○会議室
- 3 案件
○○○○について
- 4 意見を陳述できる者の人数及び 1 人当たりの陳述時間
一般公募 ○人 ○分以内
利害関係人 ○人 ○分以内
- 5 申込先
中区地域環境審議会（事務局 名古屋市西区花の木二丁目 18 番 1 号 西保健センター）
- 6 申込期限
年 月 日
- 7 傍聴できる人数
○○人
- 8 その他